

2. 地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査を基盤とする事後指導等の保健事業により健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、保健事業を共有・展開することにより、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設けることとする。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）からの幅広い参画を得て構成し、都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「2次医療圏」という。）単位に2次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「2次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、地域・職域連携推進協議会の構成は多岐にわたることから、既存の協議機関（会議等）を活用して、同協議会として差し支えない。

エ 同協議会の設置、運営等に当たっては、国に所要の助言を求めができる。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）を企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）する2次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行うとともに、地域の保健事業関係者の育成を行うこととする。

ウ 事業実施に当たっては、地域特性を十分に勘案した上で、特に以下の事項を参考に協議を行い、管内の総合調整を行うこと。なお、医療保険者を中心とす